

日本版スチュワードシップ・コードの概要

(平成26年2月26日策定・公表)

枠組み

- 機関投資家が、各自の置かれた状況に応じて、対応できるような枠組みを設定(この点は英国コードと同じ)。
 - － 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。
ただし、金融庁でコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表(3ヶ月毎に更新)する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
 - ・ 本年8月末時点で、コードの受入れを表明した機関投資家数は計197。
 - － 機関投資家が取るべき行動について、詳細に規定するのではなく、プリンシプルベース・アプローチ(原則主義)を採用。自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断するとの意義。
 - － 法令のように一律に義務を課するのではなく、機関投資家に対して、個別の原則ごとに、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法(コンプライ・オア・エクスプレイン)を採用。

概要

機関投資家は、

1. 「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき(議案の主な種類ごとに整理・集計して公表)。
6. 顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うべき。

コーポレートガバナンス・コードの概要

(平成27年6月1日より適用開始)

- 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「**攻めのガバナンス**」を確保
- 株主はもとより、幅広い「**ステークホルダーとの適切な協働**」を通じた企業価値の向上を明記
- 中長期保有の株主は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の「**建設的な対話**」を充実
⇒ **会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**を促し、ひいては**経済全体の発展**にも寄与

- ・ **プリンシプルベース・アプローチ**: 自らの活動が、**形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否か**を判断
- ・ **コンプライ・オア・エクスプレイン**: コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**」を求める手法を採用。

【1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の**権利・平等性**を確保すべき。

- **株主の権利の実質的な確保**
⇒ 株主が総会議案の十分な検討時間を確保するための対応（**招集通知の早期発送等**）
- **株式の政策保有**
⇒ 保有に関する方針の開示、**経済合理性の検証に基づく保有のねらい・合理性の説明**、議決権の行使についての基準の策定・開示

【2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的な成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、**適切な協働**に努めるべき。

- 社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティ**を巡る課題に適切に対応
- 社内における**女性の活躍促進を含む多様性の確保**の推進

【3. 情報開示】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、利用者にとって**有用性の高い情報**を適確に提供すべき。

【4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的な成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) **企業戦略等の大きな方向性**を示すこと
- (2) 経営陣の適切な**リスクテイクを支える環境整備**を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、**実効性の高い監督**を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ **会社の健全なリスクテイクを側面から支援**。

- 持続的な成長に資するような**独立社外取締役の活用**

⇒ 建設的な議論に貢献できる人物を**2名以上**設置すべき

※ **自主的な判断により、3分の1以上**の独立社外取締役が必要と考える会社は、そのための取組み方針を開示。

【5. 株主との対話】

上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と**建設的な対話**を行うべき。

	業界としての取組
目的	業界全体の信頼向上
対象	協会 会員
受け入れの表明	全会員の意思表示 (業界全体の姿勢の明確化)

顧客本位の業務運営に関する原則案
顧客本位のための個社のより良い取組みの促進
全金融事業者
個社の意思表示

各業界団体の信頼性向上等への取組みについて（論点）

- ・ 国内の関係業界団体や海外の資産運用業協会では、既に行動指針等を定めている。
- ・ また、日本における全体的な取組みとしては、平成 20 年に金融庁より「金融サービス業におけるプリンシプル」が公表され、最近では有識者会議等での議論を受けて「スチュワードシップ・コード」や「コーポレートガバナンス・コード」が公表されている。
- ・ これにより、投資信託の投資先となる企業の行動原則が導入され、また、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードには多くの運用会社が賛同し、企業のガバナンス等について建設的な対話が行われている。

- こうした中、投資信託の業界全体としての信頼向上を図るための取組みが必要ではないか。その場合、どのような取組みが考えられるか。
- 金融審議会市場 WG は、個別の金融事業者に、「顧客本位の業務運営に関する原則」を提案している。こうした動きがある中で、業界全体としての取組みとして、行動指針等を定めることについてどのように考えるか。